



PICK
UP

知らない!と損する!? お金や税金ニュース

【確定申告】定額減税の適用漏れに要注意！！

2025年が始まり、今年も確定申告のシーズンが近づいてきました。

個人事業主やフリーランスをはじめ、確定申告書を提出する人も多いでしょうが、確定申告の際には定額減税の適用漏れがないように注意しましょう。

定額減税のおさらい

定額減税は2024年限定の制度であり、所得税3万円と住民税1万円の合計4万円が減税されます。同一生計の配偶者や扶養親族がいる場合には、それらの家族分もまとめて控除されるため、家族構成によっては控除額が大幅に増加することとなるでしょう。

給与所得者の場合、2024年6月以降の給与から月次減税が行われており、年末調整を通じて正式な減税額が計算されます。

一方で、個人事業主やフリーランスは、所得税の確定申告の際に定額減税を適用することとなります。なお、住民税については2024年6月以降の納税額から控除されています。

確定申告書の記載欄

確定申告を行う場合には、定額減税に関する内容を正確に記載する必要があります。

具体的には、以下の2つの項目について忘れずに記入しましょう。

● 確定申告書 第一表

④④欄の「令和6年分特別税額控除」に、定額減税の対象となる「人数」と「減税額」を記入します。

税	③③	00
金	③④	14000
住宅耐震改修 特別控除等	③⑤	
④①	224500	
災害減免額	④②	
④③	224500	
再差引所得税額	④④	120000
復興特別所得税額	④⑤	104500
復興特別所得税額	④⑥	2194
所得税及び復興特別所得税の額	④⑦	106694
外国税額控除等	④⑧	
源泉徴収税額	⑤①	12252
申告納税額	⑤②	94400
決定納税額 (第1期分・第2期分)	⑤③	91200
第3期分の 納税額	⑤④	3200

定額減税の実施額は、④④と④⑤のいずれか少ない方の金額です。

定額減税の適用がある方は、控除額の記入漏れにご注意ください。

引用：国税庁『令和6年分所得税及び復興特別所得税の手引き』

● 確定申告書 第二表

同一生計の配偶者や扶養親族の分の定額減税を受ける場合には、「配偶者や親族に関する事項」欄に、その配偶者や扶養親族の基本情報を記載したうえで、「その他」の欄に定額減税の対象者であることを表す「2」と記入します。

○ 配偶者や親族に関する事項 (20～23、34、39、44)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他
		配偶者	明大昭平	障 特障	国外	年満	特優 前1期	
			明大昭平令	障 特障		年満	特優 16期	
			明大昭平令	障 特障		年満	特優 16期	
			明大昭平令	障 特障		年満	特優 16期	
			明大昭平令	障 特障		年満	特優 16期	

引用：国税庁『令和6年分所得税及び復興特別所得税 申告書 第二表【令和6年分以降用】』

2024年分の確定申告書を作成する際には、定額減税の適用漏れがないように細心の注意を払う必要があります。

特に手書きで確定申告書を作成する場合には、記入漏れのリスクも高まるため、記入すべき欄をしっかりと確認しましょう。